

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正により、指定区間内の国道に係る道路占用料の額が改定されたことに伴い、本県においてもこれに準じて改定するため、滋賀県道路占用料徴収条例（昭和 44 年滋賀県条例第 25 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 道路占用料の額を改めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県道路占用料徴収条例新旧対照表

旧							新						
本則および付則 省略 別表（第2条関係）							本則および付則 省略 別表（第2条関係）						
占用物件の種類		単位	占用料				占用物件の種類		単位	占用料			
			所在地							所在地			
			第2 級地	第3 級地	第4 級地	第5 級地				第2 級地	第3 級地	第4 級地	第5 級地
法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本につ	800	570	480	430	法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本につ	940	670	570	530
	第2種電柱	き1年	1,200	870	730	670		第2種電柱	き1年	1,400	1,000	880	810
	第3種電柱		1,700	1,200	990	900		第3種電柱		2,000	1,400	1,200	1,100
	第1種電話柱		710	510	430	390		第1種電話柱		840	600	510	470
	第2種電話柱		1,100	810	680	620		第2種電話柱		1,300	960	820	750
	第3種電話柱		1,600	1,100	940	850		第3種電話柱		1,800	1,300	1,100	1,000
	その他の柱類		71	51	43	39		その他の柱類		84	60	51	47
	共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メ ートルに	7	5	4	4		共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メ ートルに	8	6	5	5
	地下に設ける電線 その他の線類	つき1年	4	3	3	2		地下に設ける電線 その他の線類	つき1年	5	4	3	3
	路上に設ける変圧 器	1個につ き1年	700	490	420	380		路上に設ける変圧 器	1個につ き1年	820	590	500	460
	地下に設ける変圧	占用面積	430	300	260	230		地下に設ける変圧	占用面積	500	360	310	280

	器	1 平方メ ートルに つき 1 年				
	変圧塔その他これ に類するものおよ び公衆電話所	1 個につ き 1 年	1,400	1,000	850	780
	郵便差出箱および 信書便差出箱		600	420	360	330
	広告塔	表示面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	4,800	1,800	870	590
	その他のもの	占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	1,400	1,000	850	780
法第32 条第 1 項第 2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メート ル未満のもの	長さ 1 メ ートルに つき 1 年	30	21	18	16
	外径が0.07メート ル以上0.1メートル 未満のもの		43	30	26	23
	外径が0.1メートル 以上0.15メートル		64	45	38	35

	器	1 平方メ ートルに つき 1 年				
	変圧塔その他これ に類するものおよ び公衆電話所	1 個につ き 1 年	1,700	1,200	1,000	940
	郵便差出箱および 信書便差出箱		710	500	430	390
	広告塔	表示面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	5,400	1,900	900	580
	その他のもの	占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	1,700	1,200	1,000	940
法第32 条第 1 項第 2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メート ル未満のもの	長さ 1 メ ートルに つき 1 年	35	25	22	20
	外径が0.07メート ル以上0.1メートル 未満のもの		50	36	31	28
	外径が0.1メートル 以上0.15メートル		76	54	46	42

<u>未満のもの</u>				
<u>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</u>	<u>86</u>	<u>61</u>	<u>51</u>	<u>47</u>
<u>外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの</u>	<u>130</u>	<u>91</u>	<u>77</u>	<u>70</u>
<u>外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</u>	<u>170</u>	<u>120</u>	<u>100</u>	<u>93</u>
<u>外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</u>	<u>300</u>	<u>210</u>	<u>180</u>	<u>160</u>
<u>外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの</u>	<u>430</u>	<u>300</u>	<u>260</u>	<u>230</u>
<u>外径が1メートル以上のもの</u>	<u>860</u>	<u>610</u>	<u>510</u>	<u>470</u>

<u>未満のもの</u>				
<u>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</u>	<u>100</u>	<u>72</u>	<u>61</u>	<u>56</u>
<u>外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの</u>	<u>150</u>	<u>110</u>	<u>92</u>	<u>85</u>
<u>外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</u>	<u>200</u>	<u>140</u>	<u>120</u>	<u>110</u>
<u>外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</u>	<u>350</u>	<u>250</u>	<u>220</u>	<u>200</u>
<u>外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの</u>	<u>500</u>	<u>360</u>	<u>310</u>	<u>280</u>
<u>外径が1メートル以上のもの</u>	<u>1,000</u>	<u>720</u>	<u>610</u>	<u>560</u>

法第32	自動	法第2	地下に	長さ1メ	4	3	3	2	法第32	自動	法第2	地下に	長さ1メ	5	4	3	3
条第1	運行	条第2	設ける	ートルに					条第1	運行	条第2	設ける	ートルに				
項第3	補助	項第5	もの	つき1年					項第3	補助	項第5	もの	つき1年				
号に掲	施設	号に規							号に掲	施設	号に規						
げる施		定する							げる施		定する						
設		自動運							設		自動運						
		行装置									行装置						
		による									による						
		検知の									検知の						
		対象と									対象と						
		して設	その他		14	10	9	8			して設	その他		17	12	10	9
		置する	のもの								置する	のもの					
		導線そ									導線そ						
		の他の									の他の						
		線類									線類						
		道路の構造ま	1本につ	1本につ	1,100	810	680	620			道路の構造ま	1本につ	1本につ	1,300	960	820	750
		たは交通の状	き1年	き1年							たは交通の状	き1年	き1年				
		況を表示する									況を表示する						
		標示柱その他									標示柱その他						
		の柱類									の柱類						
		その他	上空に	占用面積	710	510	430	390			その他	上空に	占用面積	840	600	510	470
		のもの	設ける	1平方メ							のもの	設ける	1平方メ				
		もの	もの	ートルに							もの	もの	ートルに				

		地下に設けるもの	つき1年	430	300	260	230
	その他のもの			1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メ			1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	一トルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			2,400	900	430	290
	地下に設ける通路			1,500	540	260	180
	その他のもの			1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		48	18	9	6
	その他のもの	占用面積		480	180	87	59

		地下に設けるもの	つき1年	500	360	310	280
	その他のもの			1,700	1,200	1,000	940
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メ			1,700	1,200	1,000	940
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	一トルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			2,700	950	450	290
	地下に設ける通路			1,600	570	270	180
	その他のもの			1,700	1,200	1,000	940
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		54	19	9	6
	その他のもの	占用面積		540	190	90	58

設			1 平方メ ートルに つき 1 月				
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第479 号。以 下「政 令」と い う。)	看板（アー チであるも のを除 く。）	一時的 に設け るもの	表示面積 1 平方メ ートルに つき 1 月	480	180	87	59
		その他 のもの	表示面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	4,800	1,800	870	590
	標識		1 本につ き 1 年	1,100	810	680	620
第 7 条 第 1 号 に掲げ る物件	旗ざお	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1 本につ き 1 日	48	18	9	6
		その他 のもの	1 本につ き 1 月	480	180	87	59

設			1 平方メ ートルに つき 1 月				
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第47 9号。以 下「政 令」と い う。)	看板（アー チであるも のを除 く。）	一時的 に設け るもの	表示面積 1 平方メ ートルに つき 1 月	540	190	90	58
		その他 のもの	表示面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	5,400	1,900	900	580
	標識		1 本につ き 1 年	1,300	960	820	750
第 7 条 第 1 号 に掲げ る物件	旗ざお	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1 本につ き 1 日	54	19	9	6
		その他 のもの	1 本につ き 1 月	540	190	90	58

幕（政令第7条第4号に掲げる工 事用施設で あるものを 除く。）	祭礼、	その面積	48	18	9	6
	縁日そ	1 平方メ				
	の他の	ートルに				
	催しに	つき 1 日				
	際し、					
	一時的					
	に設け					
	るもの					
	その他	その面積	480	180	87	59
	のもの	1 平方メ				
		ートルに				
		つき 1 月				
アーチ	車道を	1 基につ	4, 800	1, 800	870	590
	横断す	き 1 月				
	るもの					
	その他		2, 400	900	430	290
政令第 7 条第 2 号に掲げる 工作物		占用面積	1, 400	1, 000	850	780
		1 平方メ				
		ートルに				
		つき 1 年				
政令第 7 条第 4 号に掲げる 工事用施設および同条第 5		占用面積	480	180	87	59
		1 平方メ				

幕（政令第7条第4号に掲げる工 事用施設で あるものを 除く。）	祭礼、	その面積	54	19	9	6
	縁日そ	1 平方メ				
	の他の	ートルに				
	催しに	つき 1 日				
	際し、					
	一時的					
	に設け					
	るもの					
	その他	その面積	540	190	90	58
	のもの	1 平方メ				
		ートルに				
		つき 1 月				
アーチ	車道を	1 基につ	5, 400	1, 900	900	580
	横断す	き 1 月				
	るもの					
	その他		2, 700	950	450	290
政令第 7 条第 2 号に掲げる 工作物		占用面積	1, 700	1, 200	1, 000	940
		1 平方メ				
		ートルに				
		つき 1 年				
政令第 7 条第 4 号に掲げる 工事用施設および同条第 5		占用面積	540	190	90	58
		1 平方メ				

号に掲げる工事用材料		一トルに				
政令第7条第6号に掲げる		つき1月	140	100	85	78
仮設建築物および同条第7号に掲げる施設						
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額			
	建築物		Aに0.012を乗じ	Aに0.015を乗じ	Aに0.019を乗じ	Aに0.022を乗じ
	政令第7条第9号に					

号に掲げる工事用材料		一トルに				
政令第7条第6号に掲げる		つき1月	170	120	100	94
仮設建築物および同条第7号に掲げる施設						
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額			
	建築物		Aに0.015を乗じ	Aに0.017を乗じ	Aに0.022を乗じ	Aに0.024を乗じ
	政令第7条第9号に					

掲げる 施設		て得た 額	て得た 額	て得た 額	て得た 額
	<u>その他のもの</u>	Aに 0.009 を乗じ て得た 額	Aに 0.011 を乗じ て得た 額	Aに 0.014 を乗じ て得た 額	Aに 0.015 を乗じ て得た 額
政令第 7条第 10号に 掲げる 施設お よび自 動車駐 車場	建築物 <u>その他のもの</u>	Aに0.022を乗じて得た額			
		Aに 0.009 を乗じ て得た 額	Aに 0.011 を乗じ て得た 額	Aに 0.014 を乗じ て得た 額	Aに 0.015 を乗じ て得た 額
政令第 7条第 11号に 掲げる 応急仮 設建築 物	トンネルの上また は高架の道路の路 面下に設けるもの	Aに 0.012 を乗じ て得た 額	Aに 0.015 を乗じ て得た 額	Aに 0.019 を乗じ て得た 額	Aに 0.022 を乗じ て得た 額
	<u>上空に設けるもの</u>	Aに0.022を乗じて得た額			
	<u>その他のもの</u>	Aに0.031を乗じて得た額			
政令第7条第12号に掲げる		Aに0.025を乗じて得た額			

掲げる 施設		て得た 額	て得た 額	て得た 額	て得た 額
	<u>その他のもの</u>	Aに 0.011 を乗じ て得た 額	Aに 0.012 を乗じ て得た 額	Aに 0.015 を乗じ て得た 額	Aに 0.017 を乗じ て得た 額
政令第 7条第 10号に 掲げる 施設お よび自 動車駐 車場	建築物 <u>その他のもの</u>	Aに0.024を乗じて得た額			
		Aに 0.011 を乗じ て得た 額	Aに 0.012 を乗じ て得た 額	Aに 0.015 を乗じ て得た 額	Aに 0.017 を乗じ て得た 額
政令第 7条第 11号に 掲げる 応急仮 設建築 物	トンネルの上また は高架の道路の路 面下に設けるもの	Aに 0.015 を乗じ て得た 額	Aに 0.017 を乗じ て得た 額	Aに 0.022 を乗じ て得た 額	Aに 0.024 を乗じ て得た 額
	<u>上空に設けるもの</u>	Aに0.024を乗じて得た額			
	<u>その他のもの</u>	Aに0.034を乗じて得た額			
政令第7条第12号に掲げる		Aに0.026を乗じて得た額			

<u>器具</u>						<u>器具</u>					
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額					上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額					その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額			
政令第7条第14号および第15号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額				政令第7条第14号および第15号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額			
注 省略						注 省略					